

板橋区資源環境審議会条例（平成 9 年板橋区条例第 30 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和元年 11 月 15 日

板橋区長 坂本 健

【諮問事項】

「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の策定について

【趣旨】

今後、有効な対策を執らずに地球温暖化が進んだ場合、世界の平均気温が 20 世紀末から 21 世紀末までの間に最大で 4.8℃上昇すると予測されるなど、地球温暖化は予想を遥かに超える速度で進行しており、その影響も世界各地における異常気象をはじめ顕在化しています。パリ協定が掲げる、産業革命以前から今世紀末までの気温上昇を 1.5℃に抑えるという目標を達成するためには、温室効果ガスの大幅な削減に向けて一刻の猶予も許されない段階を迎えています。

こうした状況の中、区内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進すべく区が平成 25(2013)年に策定した板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、令和 2(2020)年度末で計画期間が満了するため、後継となる次期計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえつつ、国や東京都が掲げる温室効果ガス排出量の削減目標との整合を図ることはもとより、平成 30(2018)年 12 月に施行された気候変動適応法に基づく適応策など、新たに追加すべき内容を盛り込む必要があります。

また、環境自治体としての区の姿勢を内外に強く発信していくため、SDGs やパリ協定が採択された平成 27(2015)年以降の世界の潮流を踏まえた施策の充実を図っていく必要があります。

さらに、区民や事業者と共有できるビジョンや方向性を明確に示すとともに、如何に行動すれば地球温暖化対策に寄与しうるのか、区民や事業者が身近なレベルで実践できる取組についてもわかりやすく示していく必要があります。

以上を踏まえ、新たな板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に盛り込むべき施策についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。